

傷病手当金の支給について

1 概要

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染した国民健康保険の被保険者等に傷病手当金（病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に支給されるもの）を交付するため、国民健康保険法第58条第2項に基づき、小平市国民健康保険条例及び規則の改正による整備を行い、令和2年5月19日の施行の日から支給を行っている。

なお、財源については、令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、全額、国の財政支援が示されており、市の国民健康保険特別会計においては、令和2年度は補正予算で、令和3年度は当初予算の保険給付費に計上している。

2 支給実績

(1) 令和2年度分

① 適用期間

令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間で療養のために労務に服することができない期間で、支給期間は、1年6か月を超えないものとする

② 支給件数・金額

5件、総額 196,547円

・平均支給日数 7.4日（4～12日）

・平均支給金額 39,309円（20,000～90,000円）

(2) 令和3年度分（令和3年7月31日現在）

① 適用期間

令和3年4月1日から9月30日までの間で療養のために労務に服することができない期間で、支給期間は、1年6か月を超えないものとする

※厚生労働省の令和3年5月18日付事務連絡により、傷病手当金の支給に係る財政支援の対象期間が延長されたため、市の規則で定める適用期間を改正した。

② 支給件数・金額（4月1日～7月31日現在）

7件、総額 401,237円

・平均支給日数 7.4日（2～22日）

・平均支給金額 57,320円（9,000～160,000円）